

② 残余財産の帰属先を定めていない場合の残余財産の譲渡の認証の申請

解散時の法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に清算終了の届出をする時に、定款に定める帰属先に帰属することになりますが、定款に残余財産の帰属先に関する規定がない時は、清算人は、所轄庁の認証を得て、その残余財産を国または地方公共団体に譲渡することができます。その際に所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類の名称または種類	提出部数
1	残余財産譲渡認証申請書	1部

残余財産譲渡認証申請書

申請書を提出(郵送)する日付を記載してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇〇〇〇 殿

(特定非営利活動法人の名称)
 特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇〇
 清算人 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
 氏名 〇〇 〇〇

残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、次のとおり申請します。

1 譲渡すべき残余財産
 (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 (2)

2 残余財産の譲渡を受ける者
 国又は地方公共団体のうち、〇〇〇〇〇〇に譲渡する。

解散